

令和7年8月18日
金沢医療センター

職員倫理について

照会の多い質問を掲載しております。

■ 利害関係者

問1 病院の医師等にとって製薬企業の社員（MR（医療情報担当者）を含む。）は利害関係者となるか。

（答） 病院に納入される医薬品等は、一般的には医薬品販売業者を通じて購入されており、病院と製薬企業との間に直接の契約関係はありません。

しかしながら、製薬企業のMR（医療情報担当者）等の行為は自社の製品の販売促進等のために病院職員に接触するケースが多く、病院と契約関係にある医薬品販売業者の利益のために行為（代理行為）を行っていると言わざるを得ない実態にあり、このため、利害関係者に該当します。

■ 飲食等

問2 製薬企業が自社製品に関して開催した講演会に講師として出席した病院の医師が、講演会終了後、懇親パーティーに出席し、さらに講師、座長等で別席の会食に出席できるか。

（答） 病院の医師にとって、製薬企業は利害関係者と考えられますが、講演会（注：利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演を行う場合は、倫理管理者等の承認が必要です。）終了後に多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受けることは、倫理規程上、費用の負担の有無にかかわらず、例外として認められていますので、当該医師は懇親パーティーには出席できます。なお、利害関係者と共に飲食することは、利害関係者による供応接待の場合以外は禁止行為ではなく、差し支えありません。

着席形式、立食形式にかかわらず別席で飲食物の提供を受ける場合は、自己の費用を負担した場合に限り出席することができますが、費用が1万円を超えるときは、倫理管理者（倫理監督者）への事前の届出が必要です。

問3 製薬企業のMRが、昼休み時間に院内で簡素な弁当を提供の上、医師等を対象として新薬の紹介の説明会を行う場合、倫理管理者（倫理監督者）の許可は必要か。

また、製薬企業のMRが、勤務時間終了後に院内で簡素な弁当を提供の上、同様の説明会を行う場合はどうか。

（答） 病院の医師等にとって、製薬企業のMRは利害関係者と考えられ、MRによる新薬の紹介

のための説明会に職務としてではなく出席した場合には、昼休み又は勤務時間終了後であるかどうかに関わりなく、無償で弁当の提供を受けることは禁止行為となります。

しかし、説明会が午前の勤務時間中から昼休みにかけて（例えば11時から12時30分まで）開催され、院長が病院の役に立つと考えて職務として説明会に参加させ、活発な意見交換などがある説明会であって、当該出席者の普段の食事程度の簡素な飲食物（最高限度は3千円程度）の提供を受け、利害関係者と共に簡素な飲食をすることは認められていますので、この場合は、その弁当を食べても何ら問題はありません。

また、説明会が午後の勤務時間中から勤務時間終了後にかけて（例えば16時30分から18時30分まで）開催され、同様に職務として参加し、同様に簡素な飲食物（最高限度は3千円程度）の提供を受け、利害関係者と共に簡素な飲食をすることは、同様に認められています。

どちらの場合も倫理管理者（倫理監督者）の許可は、必要ありません。

なお、製薬企業のMRが病院内において新薬のPRのための説明会を開催する場合、各病院の施設管理規程に従って、院長の承認を得る必要があることについては言うまでもありません。

問4 病院の職員が参加する学会において、学会を共催している業者から弁当を配布された場合、どのように対応すればよいか。

(答) 当該業者が利害関係者に該当するかどうか、職員の学会への出席が職務として出席するものかどうかにより、分けて考えることが必要です。

職務として出席した場合は利害関係者から出席者の普段の食事程度の簡素な飲食物（最高限度は3千円程度）の提供を受け、又は利害関係者と共に簡素な飲食をすることは認められていますので、この弁当を食べても何ら問題はありませんが、職務外として出席した場合は自己の費用を負担して飲食することになります。

なお、利害関係者でない業者又は利害関係者でない学会主催者からの飲食物の提供を受け飲食をすることは、社会通念上相当と認められる程度を超えていなければ、何ら問題はありません。

■ 贈与等

問5 製薬企業のMRが、医薬品に関する医学・薬学的情報その他自社の医薬品に関する資料、説明用資材を提供することは、禁止行為である「物品」「役務」の提供には当たらないと解釈していいか。

(答) 病院の医師等にとって、製薬企業のMRは利害関係者に該当します。利害関係者から物品の贈与を受けることは原則、禁止行為ですが、広く配付することが予定された一般的な宣伝用物品については、提供を受けても国民の疑惑や不信を招くおそれがないと判断されることから、禁止行為から除外されていますから、MRが配布する自社製品に関する資料等が一般的な宣伝用物品であれば、受領しても問題ありません。

利害関係者から役務の提供を受けることは禁止行為に該当します。

問6 利害関係者からの物品の提供を受けることは禁止されているが、製薬企業から病院の医師に対する医学・薬学に関する参考図書（単価5千円以下）の提供を受けることも禁止か。

(答) 利害関係者から物品の贈与を受けることは金額の如何に拘わらず原則として禁止行為に該当しますが、カレンダー、手帳、タオル等の広く一般に配布される宣伝用物品については、提供を受けても国民の疑惑や不信を招くおそれがないと判断されることから、禁止行為から除外されています。

医学・薬学に関する参考図書の提供が禁止行為に該当するかどうかについては一概には判断できませんが、当該医師等に対してだけでなく広く一般に同様な形で配布されるものではなく、特定の個人を対象としたものであれば、禁止行為に該当し、受け取ることはできません。

■ 講演等

問7 病院の職員に講演依頼があった場合の出席如何。

(答) 業務として講演を行う場合、出張命令等必要な手続きをとった上で、職員を出席させることとなります。この場合、報酬については受領できませんが、交通費については依頼者に負担させることに合理的な理由があると判断される場合は、受領して差し支えありません。

講演が業務ではない場合、休日、勤務時間外に行くか休暇を取得することが必要となります。この場合、講演が利害関係者から依頼されたものであり、かつ報酬の受領を伴うものであれば、講演の依頼元である利害関係者との職務上の利害関係の状況や当該利害関係者からの依頼の頻度、講演による職務の遂行への支障や職務遂行の能率への影響の有無などを勘案し、講演をすることが公正な職務の遂行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないようにしなければなりません。

その上で、事前に倫理管理者（倫理監督者）の承認を得る必要があります。また、講演が利害関係者から依頼された場合、又は利害関係者以外の者から依頼された場合であって職員の現在又は過去の職務に関する事項に関して行った場合において、1件につき5千円を超える報酬を受領したときは、職員は贈与等報告書を提出しなければなりません。

問8 製品の開発に当たり指導・助言を行った病院の医師が、製薬企業から謝礼を受領することができるか。

(答) 製薬企業が製品を開発するに当たり、病院等の医師が指導・助言を行う場合、職務に該当する場合と職務に該当しない場合（職務外）とが考えられます。

職務に該当するのは、職員の行為が病院の業務として行われる場合であり、例えば当該病院と製薬企業の間で締結している治験契約に関連して、治験に参加している医師が契約の相手方である製薬企業に指導・助言を行う場合等が考えられます。

この場合、職員の行う行為は職務の一部であり、報酬を受けることはできません。

他方、職務外で報酬を得て利害関係者に指導・助言を行う場合、事前に倫理管理者（倫理監督者）の承認が必要です。ただし、問12の③もしくは④に該当するような場合には承認されません。

また、職員が5千円を超える報酬を受け取る場合は、贈与等報告書の提出の必要があります。職員がこのような行為を勤務時間中に行うことは禁止されていますので、休日、勤務時間外又は休暇を取得して行う必要があります。

なお、旅費については、実費相当分を受け取ることができ、贈与等報告書を提出する必要もありません。

問9 製薬企業からの依頼により社内勉強会（社内研修会）において講演し、謝礼を受領することはできるか。

（答） 職員が、営利企業の社員だけのために講演を行うことは、公正な職務の遂行に対する国民の疑惑や不信を招く恐れが全くないとは言い切れませんので謝礼を受け取って、講演を行うことはできません。

問10 講演等の報酬の基準はどのようになるか。

（答） 講演、討論、講習、研修における指導もしくは知識の教授等に対する報酬の上限額は、1時間当たり40,000円程度である。また、著述に対する報酬の上限額は、400字あたり8,000円である。なお、講演等の内容が医学及び医療に関し高度の専門性を有する等の事情により、前述の基準により難しい場合には、倫理管理者（院長）に相談し、その指示に従うこととされており、必要な条件を満たす場合には、講演等1回につき100,000円程度の受領が可能とされています。

問11 実費相当分の旅費であれば、タクシーチケットの受領は可能であるか。

（答） 利害関係者等から講演等の依頼を受けた際、交通費として受領できる金額は、原則として、独立行政法人国立病院機構旅費規程における旅費相当額とし、公共の交通機関がない場合や、公共の交通機関の便数が著しく少ない場合等、周辺の交通事情等によりタクシーを利用せざるを得ない場合以外は、タクシー料金の受領ができません。

なお、本件については、平成18年度において、国立病院機構職員が製薬企業のMR（医療情報担当者）等に対して、複数回にわたり、タクシーチケットを要求している旨、国家公務員倫理審査会事務局への匿名の通報があり、その際において国家公務員倫理審査会事務局から回答のあった交通費の考え方について踏襲するものです。

問12 打合せ時間や講演のために作成した資料も講演の報酬として受領は可能であるか。

（答） 講演等の承認にあたっては、下記に掲げる事項について報酬を受けることはできません。つまり、事前打合せの時間を講演の時間に含めることや、講演のために作成した資料に対して報酬を受け取ることはできません。

また、講演等の関係者との意見交換会や、関係者のみによる会議への参加により報酬をもらうこともできません。

- ① 講演等の打合せ時間
- ② 講演等の準備資料や配布資料等
- ③ 講演等の関係者との懇親等を目的とする意見交換会への参加
- ④ 講演等の関係者のみによる会議で、その内容が発表されないものへの参加

問 1 3 職員を招聘するにあたり、依頼状等について決められた様式はあるか。

(答) 指定された様式はありません。なお、記載例について別添のとおりお示ししますので、参考とされたい。また、当該講師等派遣依頼文書の他、会の内容（参加者）及びスケジュールが確認できる「プログラム」を必ず添付していただくようお願いいたします。

■ その他

問 1 4 倫理規程は再雇用短時間勤務職員、期間職員又は非常勤職員についても適用されるのか。

(答) 倫理規程における職員の定義については、倫理規程第 1 条において、職員就業規則第 2 条第 1 項に規定する職員、期間職員就業規則第 1 条第 1 項に規定する期間職員及び非常勤職員就業規則第 2 条第 1 項に規定する非常勤職員とされています。よって、再雇用短時間勤務職員、期間職員及び非常勤職員にも適用されることになります。

<記載例>

令和 年 月 日

独立行政法人国立病院機構
金沢医療センター院長 阪上 学 様

株式会社〇〇〇
〇〇〇営業部〇〇支店
支店長 〇〇〇〇 印

医師の招聘について（依頼）

拝啓、●●の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、この度、・・・を目的とした講演会を下記要領にて開催することとなりました。つきましては、貴院●●科 ●●●●先生を招聘し、（講演、座長、講師等※役割を記載）を賜りたく、ご承諾くださいますようお願い申し上げます。

記

日 時：令和●年●●月●●日

名 称：第●回*****会

場 所：●●ホテル●階 ●●県●●市●●町●丁目●番●号

講 師：●●科 ●●●●先生

開催目的：●●●における最新知識の普及

対 象 者：石川県内の医療機関の●●科医師●名

役 割：講演の演者、座長、講師等（●時●分～●時●分：計●分）

謝 金：**，***円（税込）

交 通 費：実費相当分を株式会社〇〇〇が負担いたします

食 事：有（立食形式）

情報公開：弊社の「透明性に関する指針」に従い、弊社のウェブサイトを通じて以下の情報を公開させていただきますので、何卒ご了承くださいようお願い申し上げます。

- ・施設名、所属、役職名、氏名
- ・謝金の金額